

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23500727

研究課題名(和文)旧東ドイツスポーツ関係者の言説 - インタビュー調査を中心に

研究課題名(英文)The Discourse of the Persons concerned with former DDR-Sports: A interview - Focused Investigation

研究代表者

竇学 淳郎 (Hougaku, Atsurou)

金沢大学・保健管理センター・准教授

研究者番号：70313822

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、旧東ドイツのスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、ドイツ再統一後20年を経て、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討した。東ドイツスポーツを擁護する立場の人々は東ドイツスポーツのネガティブな側面を語らず、一方、ドーピングの被害者は東ドイツスポーツのポジティブな側面を語ることはなかった。証言者の東ドイツ及び再統一後のドイツにおける職業、地位、立場などが強く反映しているように思われる。

研究成果の概要(英文)：This study investigated the discourse of the persons concerned with former DDR-sports on DDR-Sports and the matter related to DDR-sports through analyzing their autobiographic writings (2001-2007).

It became clear that their autobiographic writings during this period referred less to the negative aspects of DDR-sport as compared with a decade ago (1990-1998). It seemed that unjust treatments to DDR and DDR-sports after German reunification influenced the change of their discourses.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 スポーツ科学 スポーツ史

キーワード：東ドイツスポーツ インタビュー調査 スポーツ史の再構成

1. 研究開始当初の背景

ドイツ連邦共和国(以下、1990年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記)では、ドイツ再統一後「ドイツ民主共和国(以下、東ドイツと表記)のスポーツとは何であったのか?」「東ドイツスポーツを近代ドイツスポーツ史にどのように位置づけるのか?」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に懐疑があったからである。

1990年代後半に入って、ポツダム大学を中心として進められた東ドイツスポーツ史研究がまとまった成果として出された。「ドイツにおけるスポーツの発展シリーズ」全4巻などである。その中の一つ旧西ドイツのG.シュピッツァーらによって編纂された『東ドイツスポーツの鍵となる文書:オリジナルな史料によるスポーツ史的外観』(1998年)は、東ドイツスポーツの発展について転換期を中心に跡づけ、その輪郭を明確にするものであった。同著作では、東ドイツにおけるスポーツの政治的利用、シュタージュによるスポーツの監視、ドーピング、秘密裏の競技スポーツの助成など、主に東ドイツスポーツのネガティブな側面に焦点があてられている。

その後、東ドイツスポーツ史を新しく如何なる形で叙述するかに関する論議が1999年に「スポーツの社会・現代史」誌に掲載されたW.ブスらの論文を巡って生じた。この論議の焦点の一つは、東ドイツスポーツ史再構成への東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかであった。このことは現代史研究における悩ましい問題であるが、今後の研究の方向性を見極めるためにも、我々は東ドイツスポーツ関係者の考えや主張を蔑ろにせず、また知る必要があると思われる。

このような動向を意識しつつ、本研究は、ドイツ再統一からしばらく時を経た今、東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討するものである。

東ドイツスポーツ関係者の語るもの、例えば自叙伝的著作について、C.ベッカーは、東ドイツのスポーツマン、トレーナー、幹部、ジャーナリストが、東ドイツスポーツに関するその個人的見解を詳述したことは歓迎すべきことであり、それらは時代の証言者へのインタビューとともに、純粋な公文書類の研究に対し方法論上避けがたい修正を示したと述べる一方で、風当たりの強い当事者に対するインタビューをまとめたものについては、主観的な証言もみられることを指摘している(『ソビエト占領地区と早い時期の東ドイツにおけるスポーツ』2001年)。

国家崩壊後批判に晒された当事者による著作などの取り扱いには注意を要するが、あまり語られることのなかった東ドイツスポーツ関係者の言説は、今後東ドイツスポーツ史を考えるうえで示唆を与えるものである

う。一方、わが国においても、東ドイツスポーツ史研究は十分には進んでいない。例えば、ドイツ再統一後の代表的な著作である藤井政則の『スポーツの崩壊 - 旧東ドイツスポーツの悲劇』(1998年)は、東ドイツスポーツの歪んだ民主集中制やシュタージュとの関係などを明らかにし、我々に多くの示唆を与えるものであるが、東ドイツスポーツ関係者の語るものについて殆ど触れていない。

このようなわが国の研究状況も踏まえ、筆者は、東ドイツスポーツ関係者によって書かれた自叙伝的著作に注目し、ドイツ再統一後から2007年までに東ドイツスポーツ関係者によって出された代表的な12冊の自叙伝的著作について、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺の何について多く論じているのか、それをどのように論じているのかを明らかにし、先行研究や同時期の研究と比較したうえで、その特徴を検討した(齋學淳郎、旧東ドイツスポーツ関係者の言説 - 自叙伝的著作の分析を中心に(基盤研究(C)課題番号20500570)。

同研究において、自叙伝的著作の著者たちへのインタビューも可能な限り実施する予定であった。現代スポーツ史研究におけるインタビューの必要性を感じているからであり、インタビューを通して著作の内容がより豊かに理解できると考えたからである。著者達へのコンタクトが予想以上に困難であったことが主な要因で、インタビューの実施は2名にとどまったが著者達へのインタビューは非常に有益であることが明らかとなった。例えば、表舞台に出ることなく東ドイツの大衆スポーツに長く携わったスポーツ幹部H.ヘトリッヒへのインタビューでは、東ドイツでは大きな企業のスポーツ共同体が財政的に豊かであり、国家崩壊寸前まで多くの種目で数多くの競技会を実施していたことなど、我々が今までに知ることのなかった事柄が語られた。

このように、東ドイツスポーツ関係者へのインタビューは、従来知られていない東ドイツ時代の社会やスポーツの状況に関する知見を我々に与える可能性を有し、今後とも続ける必要があると言えよう。東ドイツスポーツ関係者の中には、M.エヴァルト(代表的なスポーツ幹部)のように既に亡くなった者や高齢者もいる。インタビューを急ぎ、彼らが語るものを記録しなければならない。

東ドイツスポーツ史再構成に際して、東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかという論議はドイツ再統一20年を経て今なお続き、今後も続くと思われるが、東ドイツが消滅し、しばらく時を経た今、社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた「東ドイツのスポーツとは何であったのか」という問題をネガティブな側面だけに偏らずに冷静に分析するチャンスが生み出されているように思われる。我々は公開・整理されつつある公文書類の分析とともに

に、主観性や虚偽性に留意しつつ、自叙伝的著作や時代の証言者の声に耳を傾け、慎重に時間をかけて東ドイツスポーツ史研究を進めるべきであろう。

これらの言説の分析によって、社会主義国家であった東ドイツの社会やスポーツを理解するための様々な手掛かりを得ることが予想される。それはまた、東ドイツスポーツについて、公文書類を史料として用い、主に政策史的研究を行ってきた筆者にとっても、今後の研究の方向性を見極めるために重要な研究となる。

## 2. 研究の目的

本研究は、社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた東ドイツのスポーツ史を再構成するための基礎的研究として、ドイツ再統一後 20 年を経た今、東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討するものである。

## 3. 研究の方法

### 1. 個別の調査と紹介

2008 年に G. ヴォンネベルガーより指摘されたことでもあるが、東ドイツスポーツ関係者のドイツ国内において住んでいる場所は現在異なり、生活も異なるので、一箇所で会議のような形態でのインタビュー調査は不可能であり、時間はかかっても個別に関係者を訪ね、調査を行う必要がある。そして、調査は、既に面識のある者から紹介を受け、地道に行わねばならないのが現状である。本研究では、G. ヴォンネベルガーや H.J. タイヒラーの紹介によって道が開けた。

### 2. 調査対象者の選択

調査では、東ドイツ及び再統一後のドイツにおける立場、世代、性差などを考慮し、可能な限り様々な分野の数多くの関係者に会い、インタビュー調査を実施することが望まれるが、まずは、自叙伝的著作を著した関係者への調査の可能性を探った。既に彼らの自叙伝的著作の内容を分析してきたので、彼らの生い立ちや関心が大筋理解されているからである。

### 3. 調査の内容

自叙伝的著作を著した関係者を主なインタビュー調査の対象者にしたことにより、調査の内容は自叙伝的著作の内容が主となった。また、調査の内容に関しては、自叙伝的著作の分析を中心とした研究で明らかになった主に次のことも考慮した。これらの著作の中で、東ドイツスポーツに関連して多く述べられていることは、競技スポーツ、大衆スポーツ、党のスポーツへの干渉、自立性のないスポーツ組織、ソビエトの影響、スポーツと外交、ドーピング、シュタージ、サッカーの偏重、ステートアマ、メディアとスポーツ、スポーツ科学、国家崩壊とスポーツなどに関することである。それらには実際に経験した者でしか知り得ない貴重な叙述も多く

みられるが、鵜呑みにする訳にはいかない恣意的な叙述もみられる。それらの叙述には、著者達の東ドイツ時代の職や地位、ドイツ再統一後の立場なども反映され、類似、相異がみられる。G. シュピッツァーらの著作と同様、これらの著作においても、東ドイツスポーツのネガティブな側面について多くのことが語られている。しかしその一方で、これらの著作では、東ドイツスポーツに対するネガティブな側面の強調、一面的理解、全般的批判に対して多くの反論もみられ、その傾向は 2000 年以後の著作で強まっている。このような主張や傾向には、ドイツ再統一後も続く東ドイツ、東ドイツ市民、東ドイツスポーツに対する不当な扱いなども反映しているように思われる。東ドイツのスポーツシステムの独自性に関する叙述、第二次世界大戦以前のドイツスポーツとの連続性を窺わせる叙述、スポーツの政策的意図と民衆のスポーツに対する意識の差異を窺わせる叙述も見られる。

## 4. 研究成果

### 1. インタビュー調査の実施と調査対象者及び著作の概要

インタビュー調査は、ドイツベルリン及びマクデブルクの私宅等で行った。2012 年以前に会った H. ヘトリッヒとは再度会い、K. フーンとはメールで連絡を取り合った。

本研究の調査対象者及び著作の概要は次の通りである。

H. ヘトリッヒ (1932 年生まれ、大衆スポーツの幹部、ドイツ再統一後も東ドイツおよび東ドイツスポーツを擁護する立場、「スポーツと社会」という親睦団体の会長)、『スポーツ：私の大きな愛』(2004 年)：同著作は、表舞台に出ることなく東ドイツで大衆スポーツに長く携わったスポーツ幹部 H. ヘトリッヒがその人生とスポーツへのかかわりを綴った書である。

K. フーン (1928 年生まれ、最も著名なスポーツジャーナリスト・歴史家、東ドイツ時代と変わらない政治的立場でありドイツ社会主義統一党の後継政党である左翼党のオピニオンリーダー)、『月桂樹と喪章 - スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”』：同著作では、世界を驚かした東ドイツスポーツが 1989 年不評となり、急速に崩れたことについて R. フクスと対談したことがまとめられている。『私の第三の人生』(2007 年)：K. フーンは、変革後、Spotless-Verlag という出版社を立ち上げ、自らも筆をとっている。同著作では変革後のドイツの状況と彼の歩みが主に記されている。

G.A. シュアー (1931 年生まれ、最も著名なスポーツ選手・政治家)、『テーフエ 自伝：グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る』(2001 年)：同著作は、G.A. シュアーがその 70 年の歳月を綴った自伝である。

U. ヴィレ (生年不明、国家資格のあるトレーナーとして再統一後のドイツにおいても

上級では唯一長く仕事を続けた)。自叙伝的著作なし。

1. ガイペル(1960年生まれ、元陸上競技選手・ドーピングの被害者・作家・大学講師)『見失われた競技：あるドーピング訴訟日誌』：同著作はI.ガイペルが、2000年の東ドイツ女性アスリート達のドーピング訴訟及び結果をスケッチ、補完した書である。

2. 東ドイツスポーツ及びその周辺に関する言説

ここでは、インタビュー調査において、東ドイツスポーツ及びその周辺について語られた主な事柄をまとめておきたい。

児童・青少年スポーツ 1) 学校スポーツ共同体：G.A.シュアーは、東ドイツ特有の学校スポーツ共同体について、その設立は1956年から法的に規定されていたが、1961年から徹底された、それには二つのグループがあり、選手のためのものと普通のものであったと語った。

競技スポーツ 1) 競技スポーツの種目と地域：G.A.シュアーは競技スポーツでは、気候などだけで種目や地域が決められたのではなく、経済的なことも考慮されたと語った。2) 後継者の選抜：U.ヴィレは、後継者選抜に関しては、身長、能力、トレーニング成果などが考慮された、東ドイツでしかできなかったかもしれないと語った。3) スパルタキアード：G.A.シュアーはスパルタキアードについて、それは後継者を取り込み、その才能を伸ばすものと語った。

大衆スポーツ 1) 大衆スポーツの軽視：I.ガイペルは、東ドイツは競技スポーツに対し大衆スポーツに力を入れていなかったと語った。2) スポーツ共同体と職場スポーツ共同体：H.ヘトリッヒはドイツに伝統的なスポーツフェラインに代わるスポーツ共同体について、自治体や企業など様々な形態あったことや、大きな企業のスポーツ共同体が財政的に豊かであり、東ドイツの国家的崩壊寸前まで多くの種目で数多くの競技会を実施していたことなどを語った。職場スポーツ共同体は、お金の出所があるところとないところで異なり、後者ではドイツトゥルネン・スポーツ連合からお金が出された、両方から出されたところはないとG.A.シュアーは語った。

ソビエトとの関係と東ドイツスポーツの独自性 1) ナチスにかかわったスポーツ関係者の排除：K.U.フーンは、ソビエト占領地区におけるナチスにかかわったスポーツ関係者の排除について、ソビエトというより、ベルリンの司令官の影響が大きかったと語った。2) 職場スポーツ共同体：H.ヘトリッヒは、それをドイツスポーツ史において前例のないものであったと語った。3) ソビエトスポーツシステムの移入：K.フーンは、ソビエトからスポーツの組織や協会は受け入れたがそのままではなかった、ソビエトから学んだが東ドイツはソビエトより組織することが上手かったと語った。4) ソビエトスポーツシ

ステムからの方向転換：G.A.シュアーは、ソビエトのシステムは国家が中心であったが、東ドイツは1957年にやりかたを変えた、それにはお金の問題もあったと語った。

スポーツシステムの改編 1) 1970年の国家身体文化・スポーツ委員会の改組：G.A.シュアーはこの改組について、国家がスポーツに強くかかわっていないことを外国にアピールする必要もあったと語った。2) スポーツシステムと経済：G.A.シュアーは、スポーツシステムは経済状況に合わせて変わっていったと語った。

スポーツ関係規定 1) 1970年以後総合的なスポーツ関係規定が少ない理由：東ドイツはスポーツ関係規定の数が多くその種類も多いことが特徴であったが、1970年以後スポーツ関係規定が少ない理由について、K.フーンは1970年までに東ドイツにおいてほぼスポーツシステムができあがったことと関係するのではないかと、例えば、促進するスポーツ種目としない種目の区分は1968年になされたことと語った。G.A.シュアーはスポーツシステムができるまでは出されたのではないかと、1970年までにスポーツシステムがほぼできていた、1970年以後総合的な国家的規定はなかったが、ドイツトゥルネン・スポーツ会議の決議はあったと語った。2) スポーツ関係規定の周知：I.ガイペルは、スポーツ関係規定など一般的な国民は知らず、その効力はなかったと語った。

ドイツ体育大学卒業後のトレーナーの活動 1) 地区の移動と多種目の指導：1960-1964年にドイツ体育大学に在籍したU.ヴィレは卒業後は主に国内の競技センターで活動し、3年毎に地区を移った、専門は格闘技であったが、多種目を指導したと語った。

ボランティア 1) ボランティアとその区分：H.ヘトリッヒやG.A.シュアーは東ドイツの競技スポーツや大衆スポーツを支えたものとしてボランティアの存在を語ったが、G.A.シュアーは、ボランティアには専任(約100人)と非常勤の者がおり、彼らにはお金が出ることもあったと語った。H.ヘトリッヒはボランティアは誰でもなれるというものでなく、決められた者になったと語った。

ドーピング 1) ドーピングの経験：I.ガイペルは選手時代説明なく薬剤を渡されたり、怪我をした時、十分な説明のないまま全身麻酔され手術されたことなど自らの経験を語った。2) ドーピング被害者の苦しみ：I.ガイペルはドーピングの被害者は東ドイツだけでなくドイツ再統一後も後遺症、周囲の理解のなさ、立場の弱さなどで苦しんでいると語った。3) ドーピング批判への圧力：I.ガイペルは、ドーピング批判する彼女に嫌がらせの電話が絶え間なくあり、危険な目にあったことも一度ではなかったと語った。4) ドーピングに関する無言の了解：I.ガイペルは、近年ドイツではドーピングについて無言の了解があることを次のように語った。東ドイツの

ドーピングは西ドイツも共犯者であった。東ドイツ時代に西ドイツの薬剤が東ドイツに入っていたことが明らかになるにつれて、西は東を、東は西を悪く言わなくなってきているのが現状である。5)競技者とトレーナーの言説：一流競技者であった G.A. シュアーと国家資格のあるトレーナーであった U. ヴイレは、ドーピングをあまり感じたことはなかった、自分達とは関係がないと語った。

シュタージとシュタージ文書 1)競技者の監視：I. ガイペルは 1984 年合宿で恋におちたことは直ぐにシュタージの知るところになったと語った。2)シュタージ文書の信憑性：シュタージ文書の信憑性について、G.A. シュアーは疑わしいと語り、I. ガイペルはリアリティがある、内容に誤りもあるがもう一度あらためた方がよいと語った。

東ドイツスポーツのポジティブな側面 1)東ドイツスポーツのポジティブな側面：H. ヘトリッヒはボランティアの存在をあげ、K. フーンは次をあげている。例えば、キーバウムの低圧室のような技術、商業主義的でなかったこと、タレントの発掘と育成システム、情報の共有（ドイツ体育大学などにスポーツ関係者は年に一度 6 週間ほど集まり、情報交換合宿をした）。G.A. シュアーは次をあげている。スポーツ心臓の治療費などは無料であったこと、みんながスポーツをして、スポーツで健康的になるというのが当たり前であったこと、商業主義的でなかったこと、ボランティアがサポートしたこと。一方、I. ガイペルは、ポジティブな側面について、何があるというのか、言うことはないと言った。

東ドイツスポーツのネガティブな側面 1)東ドイツスポーツのネガティブな側面：H. ヘトリッヒ、K. フーン、G.A. シュアーは、東ドイツスポーツのネガティブな側面を語らなかった。一方、I. ガイペルは、次のように語った。東ドイツはスポーツにもの凄いお金を使って、システムをつくった。それは政治的な関心からであった。1700 万人ほどの経済的に小さい、目立たない、アイデンティティに不安な面もあった国家が、アイデンティティをつくるためにも力を見せる必要があった。薬剤を使ってでも、ドーピングは最もネガティブな問題であった。ナチス期にもスポーツは利用されたが、東ドイツは武器としたスポーツに女性を利用したことが問題である。理や説明無く薬剤を投与した。

東ドイツスポーツに対する批判への反論 1)一方的な東ドイツスポーツ批判に対する反論：K. フーンはドイツ再統一後の不満について次のように語った。1990 年の時点で、他の人と同様、私は東ドイツと東ドイツスポーツが何故滅んだのかわからなかった。独裁であったルーマニアにはなかったが、東ドイツには魅力的なものもあった。1990 年は東西は兄弟と思っていたが、その後その関係は壊れた。さらに東ドイツがダメであると認識が流布された。最近ブランデルク市長は東

ドイツ時代の良かったよかったものまで潰してしまったと発言したが。このようなことから私は 2007 年に戦うことにした。

#### 4. まとめ

今回のインタビュー調査において、東ドイツスポーツ関係者によって東ドイツスポーツ及びその周辺について主に語られたことは、上述のように、児童・青少年スポーツ、競技スポーツ、大衆スポーツ、ソビエトとの関係と東ドイツスポーツの独自性、スポーツシステムの改編、スポーツ関係規定、ドイツ体育大学卒業後のトレーナーの活動、ボランティア、ドーピング、シュタージとシュタージ文書、東ドイツスポーツのポジティブな側面及びネガティブな側面、東ドイツスポーツに対する批判への反論に関することであった。東ドイツスポーツ関係者の自叙伝的著作で多く語られたことと比較すると、ドーピングに関することが多いことなど偏りがあるが、それは実施できたインタビュー調査の数が少なかったことや、インタビュー調査の内容が主に自叙伝的著作の内容に関することであったことなどによるものと思われる。

冷戦時代を生きた時代の証言者による東ドイツの社会やスポーツに関する個人的見解は、東ドイツ時代には語られることのなかったものや、我々が知らないものが多く、貴重と言える。

インタビュー調査で語られたことの特徴の一つは、K. フーン、G.A. シュアー、H. ヘトリッヒなどドイツ再統一後も東ドイツ及び東ドイツスポーツを擁護する立場の人々が東ドイツスポーツのネガティブな側面を殆ど語らなかったことである。このことは、再統一直後の東ドイツスポーツ関係者の自叙伝的著作より、2000 年以後の著作の特徴と一致する。この理由は、先述した K. フーンの言説にみられるように、ドイツ再統一後の東ドイツ及び東ドイツに対する不当な扱いなども関係すると思われる。

一方、ドーピングの被害者であり、東ドイツのドーピングを徹底して糾弾している I. ガイペルは東ドイツスポーツのポジティブな側面を語ることはなかった。

このように、インタビューで語られた言説には、証言者の東ドイツ及び再統一後のドイツにおける職業、地位、立場などが強く反映していると思われ、恣意的な言説については慎重な取り扱いが必要であろう。

また、今回のインタビュー調査では、スポーツシステムなど、東ドイツスポーツの独自性に関する証言も得ることができた。このことも、東ドイツスポーツ関係者の自叙伝的著作にもみられたことである。

普段はインタビューを受け付けない K. フーンやドーピングの被害者であるとともにドイツにおける重要なドーピングの裁判にも影響を及ぼした著作を著した I. ガイペルなどにインタビューできたことや、自叙伝的著作の内容の理解を深められたことは今回

の研究成果と言えるが、予定していた数そして様々な立場の関係者にインタビューできなかったことは残念な結果であった。コンタクトをしながらも諸事情で今回はインタビューが適わなかった関係者には、時間がかかっても是非インタビューを実施したいと考えている。また、今回のインタビュー調査では、東ドイツのスポーツシステムは経済状況に応じて変化したなど大変興味深い言説を得たが、理解できない事柄も数多くあった。それらについては、メールなどを通じて理解を深めていきたいと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

1. 竇學淳郎, 旧東ドイツスポーツ関係者の言説 - 自叙伝的著作 (2001-2007年) の分析を中心に -, 体育史研究, 29(2012), 19-30, 査読有り

[学会発表] (計2件)

1. 竇學淳郎, 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」に関する研究: 性格, 作成時期, 内容, 特徴を中心として, 日本体育学会第64回大会, 2013年8月, 立命館大学(滋賀県)

2. 竇學淳郎, 東ドイツスポーツ史の再構成: 「東ドイツスポーツ編年史」(1995-2000)を中心として, 東北アジア体育・スポーツ史学会第10回大会, 2013年7月, 定山溪ビューホテル(北海道)

[図書] (計3件)

1. 竇學淳郎, 東ドイツスポーツ史の再構成 - 「東ドイツスポーツ編年史」(1995-1998)を中心として -, 道和書院, 『体育・スポーツ史にみる戦前と戦後』, 2013, 196-213頁

2. 竇學淳郎, ドイツ再統一後の旧東ドイツスポーツジャーナリスト K. フーンの言説 - 2つの自叙伝的著作とインタビューで語られたことを中心に -, 溪水社, 『体育・スポーツ史の世界 - 大地と人と歴史の対話』, 2012, 427-446頁

3. 竇學淳郎, 旧東ドイツスポーツ関係者の言説 Tave Schur とその自伝, 不味堂出版, 『体育・スポーツの近現代 - 歴史からの問いかけ - 』, 2011, 535-551頁

[産業財産権]

出願状況 (計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:

国内外の別:

取得状況 (計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

竇學 淳郎 (HOUGAKU ATSUROU)  
金沢大学・保健管理センター・准教授  
研究者番号: 70313822

(2) 研究分担者

(0)

研究者番号:

(3) 連携研究者

(0)

研究者番号: